

(2) 地方公共団体の取組

1.宮城県石巻市

●震災を踏まえ公共施設における防災機能等の強化に関する基本方針を策定

人口	14.3万人	面積	554.6 km ²	市内の小中学校数	52校	想定している災害	地震、洪水、豪雨、高潮、津波、土砂災害			
指定避難所数		学校	51校	学校以外	46	指定緊急避難場所数	学校	51校	学校以外	246

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- 石巻市は宮城県北東部、太平洋沿岸地域に位置し、鉄道はJR石巻線、仙石線が整備されて、道路網では三陸縦貫自動車道が供用されている。
- 東日本大震災による地震、津波により多大な被害を受け、市内の学校の4割ほどが津波による被害を受けた。
- 石巻市では、東日本大震災を教訓とし、公共施設の防災機能面を強化し、災害時における防災施設としての充実を図るため、施設整備の基本的な方針を定めている。学校施設については、震災を契機に統廃合を行うとともに防災機能の強化を含めて、学校施設整備を検討することとしている。



石巻市の位置

防災機能の整備方針

- 教育委員会及び危機対策課では、それぞれ立地している状況を踏まえて、各学校の防災機能の整備計画を検討している。
- 東日本大震災の津波により防災上重要な施設がその機能を喪失する被害を受けたことを踏まえ、石巻市では公共施設の防災機能面を強化するため、市の危機対策課が中心となり、「公共施設における防災機能等の強化に関する基本方針」を策定した。公共施設の区分ごとに、非常電源、通信機能、用水、備蓄倉庫、バリアフリーの整備の考え方を定めており、学校施設を含めた指定避難所における電気管理設備（キュービクル、配電盤など）は、浸水状況等を勘案し水没の恐れのない階に設置することとされている。基本方針を踏まえ、地域防災連絡会を設置し、教育委員会と一緒に学校施設の防災機能について検討を行っている。（学校からの要請がある場合、危機対策課の職員、津波避難所担当職員も話し合いに参加することになる。）
- 石巻市では学校施設の防災機能整備として、体育館の吊り天井対策と多目的トイレの設置を含めたトイレの洋式化を実施している（吊り天井対策は令和元年度で終了）。
- 立地地域の地理や地形に配慮し、沿岸部の小中学校を優先して、高度利用緊急地震速報受信機を設置している。

- ・民間企業等と飲料水や食料、避難所で使用する段ボールなど、防災機能の供給協定を結んでいる。
- ・防災教育について、平成24年度から市教育委員会が作成した防災教育副読本を活用し、防災の学習を行っている。副読本は、小学校1・2・3年用、小学校4・5・6年用、中学生用に分かれ、災害に関する知識や過去の災害、復興への取組など、これまでの石巻市の実情に合わせた内容となっている。1冊に学ぶべきことが約30項目ほど入っている。
- ・学校防災マニュアルは、毎年各学校が実情に即したものを作成し、教育委員会に提出することになっている。マニュアル確認のためのチェックリストにより点検を行い、その結果をもとに防災主任研修会で改善指導を行い、再提出することになっている。
- ・平成28年度からは、他校の参考となる取組をしている学校を防災モデル校に指定し、防災主任研修会において見学を行っている。

避難所等の開設・運営方法

●避難所等の開設

- ・津波などの緊急避難に備えて行政区長にも体育館入口の鍵を渡しており、体育館・武道場を緊急避難場所・避難所として使用できるようにしている。
- ・緊急避難の場合は、市職員や教職員、区長など、現場にいる人が目視で安全確認を行い使用することになるが、必要に応じて、後から技術職員がチェックすることになる。
- ・現在の学校施設や体育館等は震度7にも耐えられる設計であるが、地震が起こればガラスの破損や部材の剥がれなどが生じる場合もあり、安全性の確認をすることになる。

●避難所の運営

- ・避難所運営は各学校に設けられている学校区地域防災連絡会で役割を検討することとしており、原則は地域住民が中心となる。

地域との連携

- ・地域と連携した避難訓練は、毎年11月の第一日曜日に開催される「石巻市総合防災訓練」に併せて、地域防災連絡会とも連携し、各学校で実情に合わせて訓練を実施している。

2.宮城県東松島市

●津波被害を教訓として、備蓄の分散配置、情報通信網の強化

人口	4万人	面積	101.4 km ²	市内の小中学校数	11校	想定している災害	地震、洪水、豪雨、高潮、津波、 暴風、竜巻、土砂災害
指定避難所数	学校	11校	学校以外	93	指定緊急避難場所数	95	

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- 東松島市は、宮城県の中部、仙台湾沿岸に位置しており、これまで災害の教訓から津波防災への取組を強化している。市では、洪水想定区域内の小中学校は洪水時の避難所に指定していないが、津波想定区域内の小中学校であっても、2階以上の建屋があれば津波時の避難所に指定している。
- 東松島市では学校統合を進めているため、現在では高校を除く学校の指定避難所数は11校と減少しているが、統合学校（指定避難所）の防災機能を改善・向上させる取り組みを実施している。



東松島市の位置

防災機能の整備方針

- 教育委員会は、地区防災組織の意見を参考にした避難活動のレイアウトを検討しており、教育委員会が防災部局や建設部局と協力しながら、学校施設の防災機能整備を策定している。
- 市では、2万人、3日分の水と食量（18万食）を備蓄することにしており、この半分を備蓄基地に備蓄している。残りの半分は24か所の避難所に分散備蓄している。備蓄基地と24の備蓄倉庫の備蓄物品は毎月管理している。太陽光パネル、浄水器、発電機、投光器、温風式暖房機は全避難所に配備している。乳幼児用のミルク（0歳用、1歳用）やアレルギー対応食も備蓄している。備蓄基地から各避難所への配送は、民間配送会社と協定を結んでいる。

- ・東日本大震災では、停電や携帯電話の不通により、情報連絡が遮断された。この教訓から、各自主防災組織の災害対策本部にトランシーバー（2～3kmの通話可）を配備し、地区災害対策本部（全8か所）との連絡網を確保している。



トランシーバー



防災拠点備蓄基地

避難所の開設・運営方法

●避難所の開設

- ・避難所の開設は、避難所となる施設の近くに住んでいる職員を担当として割り当てている（担当職員が被災している場合も考えられるので、1校あたり5人の職員）。災害発生後に、被災状況を把握して職員の再配置を行い、地域の自主防災会と連携して運営する。

●避難所の運営

- ・東日本大震災時の教訓（開設した避難所数が多く、職員が避難所の運営に対応できなかった）から、東日本大震災以前は避難所の運営を市の職員が行っていたが、東日本大震災以降は自主防災組織で運営することに変えている。
- ・地域防災計画では避難は原則7日間までとしており、7日間以上になる場合は学校再開のため、他の避難所への移動を検討することになる。
- ・東日本大震災の時は、避難所の移動に際して段ボールベッドを用意するなど、より良い環境の避難所へ移ることとした。

地域との連携

- ・市内に8箇所ある地区災害対策本部には災害無線機を配備しており、市の災害対策本部との連絡を確保している。これにより、自主防災会、地区、市それぞれの災害対策本部間での情報網を確保し、素早く適切な救援策が取れるようになっている。学校施設のどの部分をどの地区の避難者が利用するか等、詳細な利用計画は、避難所となる学校ごとに自主防災組織が検討している。学校施設の利用方法は学校の改修計画に反映されている。また、教育エリアを開放するか否かは、市の災害対策本部が学校と協議のもと判断をする。
- ・市は総合防災訓練を開催する際は、説明会を各避難所で行うことにしている。避難所となる学校には自主防災組織のメンバーや児童生徒も参加し、中学生は受付や炊事などの役割を担っている等、自主防災組織と学校が連携した防災訓練を実施している。

3.茨城県つくば市

●「つくばスタイル科」による体験学習を通じた防災教育を実施

人口	24.1万人	面積	283.72 km ²	市内の小中学校数	45校	想定している災害	地震、洪水、暴風、竜巻、土砂災害		
指定避難所数	学校 45校	学校以外	67	指定緊急避難場所数	学校 0校	学校以外	7		

地域防災計画における学校施設の位置づけ

つくば市は茨城県の南西に位置し、山地、山麓堆積地形、台地・段丘、低地に大分される。市内には中央部を流れる桜川と市の西端を流れる小貝川があり、どちらも浸水想定区域が指定されている。つくば市では茨城県の浸水想定区域とは別に、より広域な浸水想定区域を独自に定めており、市の浸水想定区域に基づいて避難所の指定等を行っている。つくば市では、隣接する常総市において平成27年に発生した水害以降、水害への備えが注目されている。また、筑波山付近の地域では、以前から土石流等の土砂災害の発生を警戒している。



つくば市の位置

市内には大規模な公共施設が少なく、学校施設と公民館（交流館）を主な指定避難所としている。市では、児童・生徒への教育環境を確保するために、他の公共施設の避難所開設を学校施設よりも先に行うこととしている。市内の避難所については、平成24年につくば市内で竜巻による被害があったことから、災害種ごとに避難所指定を行うことで、各種災害発生時に開設できる避難所数を増やしている。筑波山に近く、土砂災害の危険のある地域を除き、ほぼ全ての学校施設をいずれかの災害種の避難所に指定している。

防災機能の整備方針

学校施設の防災機能整備は、教育委員会と防災部局で協議をして行っている。教育委員会では学校防災推進委員会（民生委員、地域の代表者、学校の代表者、市の課長等により構成）を設置しており、学校防災に関する事例を集め、災害時に役立てたいと考えている。

避難所の開設・運営方法

市の職員に応急危険度判定士がおり、この職員達が安全確認を行い、避難所を開設する。東日本大震災では体育館の天井材やガラスに被害が出たことから、これらを注視し安全確認を行うようにしている。

地域との連携

- 地区レベルで炊き出し等の防災訓練を行っており、学校施設を使用して訓練を行っている地区もある。地区によっては、河川の氾濫や土砂災害を警戒し、大雨の時には防災無線は聞こえにくいためサイレンを鳴らす、土砂災害警戒時の避難先の情報共有等、具体的な計画を定めている。
- 市内の小中学校全 49 校に学校連絡防災会議があり、年に数回の会議を行ない、避難訓練や学校の防災倉庫の点検等を行っている。防災研究所などの有識者を招いた勉強会やワークショップの開催、防災マップの作成等をしている。市の危機管理課もアドバイスをしている。
- つくば市では、元々避難所に指定されていた学校施設は、廃校になっても引き続き避難所に指定している。民間企業等によって廃校が活用される場合、避難所指定を継続できるように交渉することとしている。
- 令和元年台風第 19 号では、学校運営に影響の無い公民館や廃校などを避難所として開設した。臭いや騒音が問題となるペットを連れた避難者には、一部の廃校をペット連れ避難者用の避難所として開設することで対応した。
- 避難が長期化した場合に備えて、食事は市内のスーパーや配送会社と配送契約を結び、確保している。また、ダンボールベッドはダンボール工場と配送の契約をしている。
- 乳幼児の家族や高齢者等、災害弱者を対象にホテルの借り上げ等を考えている。
- 災害復旧に参加する人達（職員など）の子供を預ける場として、保育所の活用を考えている。そのため、つくば市では保育所は避難所に指定していない。
- 東日本大震災の後、複数の自治体（荒川区・世田谷区・常総市・我孫子市など）と災害時の相互支援協定を結んでいる。
- 平成 27 年 9 月の豪雨では、常総市から約 1,200 人の避難者を市内の避難所で受け入れており、令和元年の台風第 19 号では受入れを表明する前から、常総市からの避難者が来ており、市内の避難所で受け入れている。首都直下地震に対しても、常総市や土浦市等からの避難者の受け入れを想定している。
- 総合学習の時間の中に、「つくばスタイル科」というつくば市独自の防災の単元を用意し、全ての児童・生徒が防災の授業を必ず受けるようにしている。例えば、小学 3 年生では非常用の持ち出し袋に何を入れるのか、子供達の見線で危ない所がどこか探し、防災マップを作る、などの取組を授業の中で行っている。

4.群馬県前橋市

●全ての避難所について、災害時の配置計画を地域と共同で作成

人口	33.6 万人	面積	311.6 km ²	市内の小中学校数	68 校	想定している災害	地震、洪水、土砂災害			
指定避難所数		学校	68 校	学校以外	8	指定緊急避難場所数	学校	17 校	学校以外	57

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- 前橋市では洪水、土砂災害、地震等の災害を考慮しており、関東平野北西縁断層帯を原因とする大規模な地震が発生した場合には、市内で最大 48,000 人程度の避難者が生じることを想定している。
- 前橋市では、指定避難所は市立小中学校を中心に開設・運営することとしており、避難者を収容しきれない場合等には、他の公共施設を指定避難所として開設することとしている。これは学校が①多くの人に認知された施設であること、②多くの避難者を収容できる施設であること、③アクセス道路・通信設備等が整っていること等の理由による。(ただし、浸水想定区域内の避難所は水害時には開設しない等、災害の状況等に応じて避難所の開設を判断する。)
- 前橋市が作成する災害に関する計画は、学校が避難所になることを前提に作成されており、避難所となる学校の早期再開にも留意した計画となっている。なお、福祉避難所は、学校に設置する避難所とは別に、市有施設及び民間社会福祉施設等に設けることとなっている。



前橋市の位置

避難所の開設・運営方法

●避難所の開設

- 避難所を開設・運営する際の基本的な考え方や進め方、留意事項等を定め、避難所の開設・運営を円滑かつ速やかに行うため「避難所開設・運営マニュアル」(以下、「マニュアル」)を作成している。
- 前橋市では、地震や風水害の災害時には、市災害対策本部の指示により避難所を開設することとしているが、市内で震度5強以上の揺れを観測した場合には、被害の有無に関わらず、避難所を自動開設することとしている。
- 前橋市では、避難所毎に避難所担当職員を選任しており、避難所開設の初動を担うほか、避難所運営委員会の運営支援や市災害対策本部との連絡調整を行うこととしている。また、避難所担当職員のほか、各部応援職員も同時に配備することとしており、避難所担当職員が避難所に参集できない場合のフォロー体制も確保している。
- 避難所となる学校の体育館、防災倉庫、門扉の鍵は、市(避難所担当職員)、施設管理者(学校)、地域(支所・市民サービスセンター等)に配置されており、いずれかの関係者が解錠することとしている。

- ・避難所を開設する前に、建物等の安全性を簡易的に確認するため「避難所安全チェックリスト兼開設状況報告書」により施設の点検を行うこととしている。点検の結果によっては、応急危険度判定士有資格者による点検を実施し、避難所として開設する場合もある。

●避難所の運営

- ・市内において大きな被害がない場合等、早期に避難所を閉鎖する見込みの場合、一時的な避難所として、市（避難所担当職員）が中心となって運営を行う。また、避難所としての利用範囲は体育館に限定する等、避難所機能の配置は簡易的なものとしている。
- ・大規模な災害により、相当数の住家に全壊・半壊が発生する時など、開設期間が3日以上で、かつ、一定期間以上の避難所生活を要する方が多くいると見込まれる場合、市災害対策本部から「長期避難所」としての運営対応が指示されることとなっている（初動時の避難所運営は市（避難所担当職員）が中心となって行う）。その場合、避難所の運営は地域（自治会や自主防災会、民生委員、消防団等）及び避難者により構成される避難所運営委員会を組織し、避難所運営委員会が運営を行う。また、避難所としての利用範囲は、初動時は原則として体育館に限定しており、長期避難所としての運営対応となった場合には、施設管理者（学校）と協議した上で、避難所配置図の配置を参考に校舎を段階的に開放していくこととしている。

●避難所の利用計画

- ・平成29年度から30年度にかけて指定避難所として指定しているすべての小中学校で「避難所配置図」（避難所の利用計画）を作成した。
- ・市防災危機管理課は、避難所毎に「回覧：災害時の指定避難所に関するお知らせ」というパンフレットを作製して、自治会を通じて各家庭に回覧して周知をしている。また、避難所となる体育館には配置図パネルを掲示している。



避難所ごとに避難所配置図(避難所の利用計画)を作り、パンフレットで周知

- ・初動時に避難者を受け入れる施設は原則として体育館を中心とし、長期避難所としての対応が必要となった場合や特別な配慮が必要な避難者が避難した場合には、避難所毎に定めている「避難所配置図」等を参考に順次利用箇所の開放を検討することとしている。
- ・各避難所の避難所配置図には、校庭の安全利用を確保するため、出入り口や通路、駐車場所を決めておくほか、避難所運営が長期化したときには、周辺環境を踏まえて、仮設トイレや炊き出し場、ごみ置き場、洗濯・物干し場、喫煙所、ペット保護スペース等の位置が記載されており、迅速に避難所を開設することができるようになっている。
- ・防災倉庫は指定避難所としているすべての小中学校に整備済みである。

- ・学校を改築する場合にはマンホールトイレなどの防災機能を新たに設けるかどうかを協議することとしている。

■「避難所配置図」の記載内容 (避難所毎に以下の用途の配置が予め決められている)

＜敷地の配置図＞	＜体育館の配置図＞	＜校舎の配置図＞
<ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫の位置 ・車両進入路・駐車スペース（緊急車両、業務車両、関係者車両、避難者車両） ・炊出場スペース ・ペット保護スペース ・分別ごみ置場スペース 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営委員会スペース ・災害備蓄品置場 ・女性専用スペース ・情報掲示板 ・災害時特設公衆電話モジュラージャック 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害支援物資等置場 ・妊産婦・乳幼児居室 ・個室が必要な避難者居住スペース（高齢者・障がい者） ・感染症等患者居室 ・救護室、更衣室 等

地域との連携

- ・避難所配置図の作成のため、学校ごとに地域（避難対象地区の自治会等）、学校、市（防災部局、避難所担当職員）によるワークショップを各2回開催した。
- ・作成した配置図を基に地域を巻き込む形で体験型防災学習を実施するとともに、地域（自主防災会）主体の避難所開設訓練を学校で実施している。



配置図協議のワークショップ



体験型防災学習



避難所開設訓練

- ・市では、関係団体同士の連携をつくることを主目的に、地域の自主防災訓練を、学校を会場にして実施する方向へ調整したり、学校主体の防災学習に地域を呼び入れて一緒に学ぶ方式へ調整したりするなどして、それぞれの事業に互いが参画し合い、関わり合うような方向へと誘導している。
- ・関係団体の協議・連携によって実施された事例・実績を標準モデルに設定し、それを他の地域や学校に波及させることで、各地域における関係団体の平時からの関わりを全市的に浸透させたいと考えている。

・市では、平成30年度に「避難所関係団体連携推進事業」として、避難所配置図を活用した下記の3つの取組を実施した。

①地域主体の避難所開設訓練の促進

地域（自主防災会）において行われる自主防災訓練が、避難所となる学校を会場にして実施されるよう促進した。

②学校主体の体験型防災学習

5校で体験型防災学習を行った。

③関係団体連携型の市総合防災訓練

主要訓練メニューの一つに「避難所開設訓練」を位置づけ、関係団体がそれぞれの役割を担いながら、地域住民が避難者として参加する実動訓練を実施した。訓練では、関係地域の自治会等（20名程度）、学校教員（校長、教員）、市職員（防災担当職員ほか）からなる運営委員会を設置し、避難所の安全点検から開設、避難者（地域住民500名程度）の受入・運営、物資の受け入れや要援護者の移送などを実施した。

5.東京都江戸川区

●地域住民・学校・区の三者が連携した避難所の利用計画の検討と避難所運営

人口	70万人	面積	49.1 km ²	市内の小中学校数	103校	想定している災害	地震、洪水、高潮		
指定避難所数	学校	103校	学校以外	0	指定緊急避難場所数	学校	106校	学校以外	0

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- 江戸川区は江戸川、荒川、海に囲まれた河口に位置し、区内陸域面積の7割が満潮位以下のゼロメートル地帯と呼ばれており、洪水や高潮が発生した場合、多くの地区で浸水被害が発生することが予想されている。
- 区では、災害が発生した場合、区立小・中学校等が最初の避難所となり、収容しきれない場合や緊急時の避難先として、その他の公共施設などが避難所補完施設として開設される。また、区内陸域の7割がゼロメートル地帯であることにより、洪水・高潮による大規模水害が発生した場合は、1週間以上浸水が継続する見込みであることから、施設整備のみでは人命を守りきることが困難であるため、区外への広域避難を行うことを原則としている。



江戸川区の位置

防災機能の整備方針

- 江戸川区では、平成23年頃に区全体の学校改築における学校施設のあり方を検討しており、それを基に各学校での防災機能整備のあり方を詳細に検討している。
- 区では、学校改築の検討に当たって学校関係者の様々な声を聴きながら進めていきたいと考えており、教育委員会が中心となり、建築担当部局等が参加して基本構想、基本計画を策定している。(年3校の改築を予定している) 地域住民から出される学校防災への要望の声も学校改築に活かそうとしている。
- 地震災害発生時は、各学校に約2,000人の避難者が来ると想定されており、区では、停電時においても必要最低限の空調機能と電力確保は必要であると考えている。そこで、今後改築する学校については、停電時における電力確保の多重化の一環として、地震災害に対して強靱な耐久性がある中圧ガス導管によるガス引き込みを推進していくこととしている。加えて、普通教室と体育館などについては、ガス式自立発電型の空調設備を標準整備にすることとしている。
- 改築を予定していない学校については、改修によりマンホールトイレの整備、トイレの洋式化を進めている。

- ・江戸川区内には木造住宅密集地域など火災危険度が高い地域が多数存在していることから、火災への対応も重要課題である。学校の建物は防火壁となるが、周囲を火災で囲まれた場合危険であるため、学校から避難場所への避難路の検討を進めている。
- ・災害時における生活用水確保のため、各小中学校に防災井戸を設置している。

避難所の開設・運営方法

●避難所の開設

- ・避難所の開設は、原則、区の技術職員や協力業者の資格を有する従業員が安全性を確認し、決定は災害対策本部が行う。

●避難所の運営

- ・学校に備えるべき防災設備については、地域の意見を踏まえながら区の教育委員会が危機管理室、都市開発部などと協議して検討することとしている。
- ・避難所の運営は、地域住民・学校・区の三者で構成する避難所運営協議会を中心とした自主運営で行うことを基本としており、全小中学校における協議会設置を推進している。
- ・区では、避難所開設・運営マニュアルや災害時用設備の利用マニュアルを策定しており、これらのマニュアルをもとに、学校ごとに避難所運営協議会（地域住民・学校・区の三者で構成）において話し合いながら、災害時の学校の利用計画や必要な防災機能等をきめ細かく検討している。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、避難所での生活が困難な要配慮者等に対しては、区立の福祉施設や災害時協力協定を締結した民間福祉施設を二次的な避難所として開設し、受け入れることとしている。

地域との連携

- ・避難所運営協議会では、平常時においても防災講習会や防災訓練を実施している。
- ・江戸川区内の小学校では、小学生に対して大規模水害時に各家庭でどう対応し、どう避難するかを話し合うための資料（「わが家の広域避難計画」）による防災学習を令和元年度より実施し、これをきっかけに家族単位で理解が深まるよう取り組みを進めている。また、児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火防災標語の募集を行うなど、子どもから大人までの防災意識の育成を図っている。
- ・災害時に学校外から物資の供給を受けることも想定し、必要に応じて災害対策本部が各機関に要請することとしている。供給を受ける物資は、国・都・他自治体、日赤・協同募金等の団体からの支援物資のほかに、民間企業など各種団体からの協定に基づく物資、全国のNPO等団体からの任意物資などである。

6.新潟県長岡市

●中越地震の教訓を活かした防災機能の強化、避難所の環境向上

●3年間の改修計画に基づく集中的な避難所対応工事の実施

人口	26.9万人	面積	891.1km ²	市内の小中学校数	84校	想定している災害	地震、洪水、豪雨、高潮、津波、暴風、豪雪、土砂災害		
指定避難所数	学校	83校	学校以外	156	指定緊急避難場所数	学校	83校	学校以外	198

*長岡市においては災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定が無く、指定避難所が兼ねている。

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- ・長岡市は新潟県のほぼ中央に位置しており、市の中央を信濃川が縦断している。市の東部は一部に急傾斜地帯が形成されており、北西部の一部には、南北約16kmの海岸線を有している。
- ・長岡市地域防災計画では、市内の84の市立学校（小学校55・中学校27・総合支援学校1・高等総合支援学校1）のうち83校が避難所に指定されている。
- ・平成16年の新潟県中越地震を教訓として、地域防災計画を強化しており、学校施設については、中越地震時に避難所となった全ての市立学校に問題点を問うアンケートを実施し、その結果を踏まえて、防災機能強化と避難所生活の居住環境を向上させるため、改修・改築に取り組んでいる。



長岡市の位置

防災機能の整備方針

- ・長岡市における学校施設の防災機能整備は、中越地震をきっかけに地域の避難所としての居住環境整備に重点をおいたものに方向性が変わった。
- ・市では災害の状況に応じてどこを避難所にするかは、市の防災本部で決定することとしており、学校やその他公共施設等について開設の順位づけはしていない。
- ・市には指定避難所が236か所あり、その中で学区単位を基本に拠点避難所として地区防災センター（市内で51か所あり、学校は42か所）を設け、基本的な資機材を備蓄している。
- ・拠点避難所である学校に避難所を集約してしまうと教育再開が遅れてしまうという課題もあり、避難所を集約時には公民館やコミュニティセンターなど他の公共施設も有効活用することが必要と考えている。
- ・学校施設の防災機能整備については、中越地震の際の避難所運営での教訓を踏まえて、全ての市立学校を対象に改築と改修により整備を行い、改築した2校以外の学校については、避難所対応工事を主に平成17年から平成19年の3年間で行う改修計画を作成し、その計画に基づき集中的に整備した（1校当たり100万～200万円、合計約1億円）。

- ・避難所対応工事の主な工事内容としては、以下のものがある。
 - ①車いすの避難者が出入りに苦労されていたことから、屋内運動場に車いすで出入りできるようスロープを設置（可能な限り常設、常設が難しい場合は可動式）
 - ②足腰の弱った高齢者が和式便器を使うのが難しかった事例があったことから、屋内運動場のトイレの和式便器1箇所を洋式便器に取替え、手すりも設置
 - ③安否確認の電話への対応等のため、避難所となる屋内運動場と職員室を何度も往復した経験から、屋内運動場に電話配線及びテレビ配線を設置
 - ④停電時や断水時にも受水槽から水を出せるよう、受水槽に蛇口を設置
 - ⑤都市ガスが復旧する前にもLPガスで都市ガスのコンロが使えるよう、LPガスから都市ガスへの変換器を設置する接続口をガス管に設置
 - ⑥各学校において、発電機や投光器、毛布、車イス、AED等の防災物品を備蓄（地区防災センターのみ）
- ・施設面ではこの3年間の避難所対応工事で避難所機能はおおよそ整備できたと考えており、現在は、トイレの洋式化をさらに進めるなどしている。



避難所の開設・運営方法

- ・学校施設の避難所開設は災害種別ごとに決めているが、市の担当職員が駆けつけ点検して開設する。必要に応じて、都市整備部から専門職員が対応するようになっている。
- ・避難所の運営については、避難所ごとに指名されている担当職員2名（地区防災センター配備職員）が中心となり運営することとしており、市民に対しては、各種の研修会等を通して意識啓発を行っている。

地域との連携

- ・長岡市では、地域コミュニティが災害時に大きな力を発揮するため、民間企業や学校などを含めた地域とのつながりを基本として、防災機能強化に取り組んでいる。
- ・市の自主防災組織率（全世帯数に対する自主防災組織の構成世帯数の割合）は高い。自主防災活動（訓練等）を実施した自主防災組織に対しては、市から年1回の活動報償金を支給している。
- ・行政が主体となり、地域住民も参加する年1回の総合防災訓練も行っており、従来の実技訓練の他、座学による各種講座等を実施し、例年、学校の児童・生徒も参加している。
- ・中越地震後、防災には住民の広く主体的な参加が必要であると考え、地域の防災リーダーを育成し、地域住民への防災意識の啓発など、市民力を活かした防災の取組みを推進するため、平成18年から「中越市民防災安全大学」（防災に関する市民講座。修了者は防災士の受験資格を得ることができる。）を開校しており、毎年40名～50名が卒業している。また、現在のうちの百数十名が有志により「中越市民防災安全士会」を結成し、受講で得た知識を活かし、地域や学校の防災活動のサポート等の地域貢献活動を行っている。（令和元年9月に防災担当大臣表彰を受賞）

7.石川県七尾市

●地域住民等の連携により学校の防災機能の整備を推進

人口	5.2 万人	面積	318.3 km ²	市内の小中学校数	14 校	想定している災害	地震、洪水、高潮、津波、土砂災害		
指定避難所数	学校	13 校	学校以外	46	指定緊急避難場所数	学校	13 校	学校以外	53

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- 七尾市は、石川県の北部、能登半島の中央部東側に位置し、北側は穴水町、西側は志賀町、南側は中能登町、氷見市に接し、中央部には七尾西湾、七尾南湾がある。
- 七尾市周辺で、これまで平成 19 年の能登半島地震(マグニチュード 6.9)が発生し、七尾市内での被害状況は重軽傷者 127 人、建物被害は 8,030 棟であった。
- 七尾市では、災害時の避難場所として公共施設や学校が指定されており、住民はまず身近な公共施設(学校も含む)に避難することとしている。
- 七尾市は小学校 10 校、中学校 4 校があり、土砂災害危険区域の 1 校を除き、避難所に指定されている。



七尾市の位置

防災機能の整備方針

- 学校の防災機能整備は、教育委員会と防災主管課が中心となり、そこに地域や学校関係者が参加して検討することとしている。
- 地域によって学校の防災施設整備の考え方に差はないが、ハザードマップを参考に何が防災上重要になるかを把握し、検討に活かすようにしている。
- 山王小学校(平成 24 年改築)や小丸山小学校(平成 25 年改築)、七尾中学校(平成 30 年新築)の学校整備では防災機能整備を進めてきており、段差の解消や多機能トイレの整備、エレベーター設置も進めている。
- 福祉避難所は民間の福祉施設を指定し、学校は対象としていない。
- 教育環境の早期再開が図れるよう、児童生徒と避難者の動線の分離やエリアの分離、各教室や体育館等の使用方法等の考え方について関係各課と検討している。今後、各学校との協議を行い、学校施設の利用方法を決定する予定である。
- 学校ごとの防災計画は、現在、教育委員会で案を作成中である。今後、学校と相談し決定し、各学校に作成を指示する。

避難所の開設・運営方法

- ・震度5弱以上になると、災害対策本部を立ち上げ、初期段階では、災害救助班の一般職員と施設管理者が安全確認し、本部に報告し避難所を開設することになる。必要に応じて、後で市の技術職員が確認することになる。
- ・市は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を指導している。

地域との連携

- ・大規模な災害から児童生徒の安全確保を図るため、保護者をはじめ、地域の実情に応じて市その他関係機関、地域の住民との連携を図り、実践的な防災訓練を実施している。また地域ぐるみの自主防災組織もつくり、円滑な避難所運営のために自主防災組織リーダー育成研修会も実施している。
- ・学校機能の維持や学校再開に向けた取組についても、地域との訓練（机上訓練なども含む）の中で理解してもらっている。
- ・学校施設を地域のコミュニティ拠点として地域とのつながりを深めるために、学校の文化祭の中で、学校と地域住民、行政が一体となって防災訓練を行っている。

8.山梨県都留市

●大雪から学んだ情報通信網の整備

●地域防災力向上の担い手となる人材育成

人口	3万人	面積	161.6 km ²	市内の小中学校数	11校	想定している災害	地震、洪水、豪雨、暴風、竜巻、豪雪、土砂災害、噴火		
指定避難所数	学校	11校	学校以外	7	指定緊急避難場所数	学校	0	学校以外	0

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- ・都留市は、山梨県の東部に位置し、周囲を1,000m級の峰々に囲まれ急峻な箇所が多く、自然災害が発生しやすい条件下にあり、地震、暴風、豪雨、土砂災害を想定して、避難所となる学校施設の防災機能の在り方を検討している。
- ・地震発生の場合は18か所の指定避難所を使用するが、台風や土砂災害の場合は想定危険区域内の施設をはずして指定している。学校施設の体育館だけでは避難者を収容しきれない場合は、校舎や民間施設を活用することとしている。
- ・福祉避難所は学校以外に設けるが、学校施設の避難所においても、パーティションや簡易ベッド等を用意し、避難所の充実を図っている。



都留市の位置

防災機能の整備方針

- ・学校の防災機能については、「都留市防災会議」により策定された「都留市地域防災計画」に基づき、教育委員会、市防災部局、学校関係者等が連携体制をとり、常時、避難所体制等を行っている。
- ・学校において避難所を開設する場合は体育館を想定し、教室は教育環境の場として確保することを基本としている。学校の早期再開のため、学校施設での避難生活は1週間を目安としており、それに応じた備蓄や施設整備をしている。また、発災後に必要となる物資等の供給は、防災主管課が計画に基づいて行うこととしている。
- ・被災により電力が断たれた場合を想定し、各避難所にガソリン式の発電機を3～4台設けている。

- ・平成 26 年に山梨県の最深積雪を更新した記録的な大雪に見舞われ、多くの民家の屋根等に被害があった（居宅 57 件に被害）。また、周辺道路が雪で寸断され市が孤立した。市は、大雪で道路が寸断されたことにより発生した帰宅困難者のため、避難所を開設して炊き出し等を行った。本災害の教訓は以下の対策強化に繋がっている。
- ・情報通信線の不備が一番の課題となったことから、ツイッターやホームページ等による情報発信手段の整備及び災害時でも使用できる無線 LAN の整備を行った。
- ・食糧・飲料水・日用品等の供給、災害時の冷暖房用機器や仮設トイレ等レンタル機材の供給、物資輸送のためのトラック協会との協定、ドローンを使用した被害状況の把握支援等、地元企業と協定を締結した。
- ・避難所での円滑な運営のため、住民主体の避難所運営組織を構築し、住民間での役割分担（総務班、被災者管理班、情報広報班、施設管理班、食料・物資班、保健・救護班、要配慮者支援班、衛生班、ボランティア班）を明確にし、大規模災害に備え、避難所運営訓練を開始した。

地域との連携

- ・学校教育の中では、災害の種類、原因、実態、対策等、防災関係の知識を学ぶとともに避難訓練を行っており、学校行事の一環として地域と連携した防災訓練にも参加している。また、地域防災力向上の担い手となる人材を確保するため、市民に対して防災士資格取得を推奨し、資格取得に係る経費について助成金を交付している。
- ・地域では自主的に防災訓練を実施しており、これらの訓練の中で学校・市・地域の連携を確認している。
- ・各学校には避難生活時の情報手段として無線 LAN を設置しており、ICT 教育にも活用している。
- ・市内 7 地域全てに「地域協働のまちづくり推進会」が発足しており、防犯防災と環境美化、子育ての分野に特に取り組んでいる。



小中合同防災訓練



小学校・中学校の体育館（指定避難所）での避難所運営訓練

9.静岡県掛川市

●広域避難所ごとに作成している避難所運営マニュアルを平時から情報共有

人口	11.8万人	面積	265.7 km ²	市内の小中学校数	31校	想定している災害	地震、洪水、津波、暴風、土砂災害、原子力			
指定避難所数		学校	30校	学校以外	0	指定緊急避難場所数	学校	35校	学校以外	409

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- ・掛川市は静岡県の南西部に位置し、市北部には山地があり、市の中央から南部にかけて平地が広がり、遠州灘に面して約10kmにわたる砂浜海岸がある。
- ・土砂災害の指定区域にある小学校（1校）を除き、その他の学校は避難所に指定している。避難所を開設する際、救護所を併設する学校もあるため、体育館以外に教室も使用することも想定している。
- ・小中高等学校は福祉避難所に指定していない。福祉避難所が開設されるまでは、市が指定する「広域避難所」等の一次的な避難所に避難した後で、福祉避難所へ移動してもらうことになる。そのような場合にも備えて、避難所の中に福祉避難スペースを用意するようにしている。



掛川市の位置

防災機能の整備方針

- ・掛川市に被害をもたらす恐れのある災害として、南海トラフで発生する巨大地震をはじめ、大型化した台風や局地的な豪雨が想定され、現在、様々な研究情報や国・県の対応情報の収集を進めている。
- ・それぞれの学区の広さや人口には差があるが、通学距離は2～3km以内を原則としており、避難所となる場合も、その距離や収容可能人数を考慮している。今後、学校を統廃合する場合は防災面からも検討する。
- ・「避難所」とは「避難生活を送る所」であるが、必ずしも学校などの「広域避難所」で生活をする必要はないことを意識付ける啓発を行っている。避難先として、まずは「在宅避難や縁故避難」、次に自治区などで付き合いのある人が集まる公民館などの「地域の避難所」、最後に収容可能人数は多いが他地区からも人が集まる「広域避難所」を検討するように広報している。このように避難生活者が分散することや、上記の距離や施設規模も考慮して、各広域避難所が圏域とする自主防災会の割り振りを決めている。広域避難所には、発電機のほか、浄水器、非常用毛布、投光器、扇風機、非常食などの避難所で生活するにあたり必要な資機材を備蓄している。
- ・地域の避難所や指定緊急避難場所は、地震・水害・土砂災害などの災害種別ごと、地域の意見に基づいて444箇所指定されている。大雨や台風などの予想できる災害に対して、学校などの「広域避難所」を「緊急避難場所」として早い段階で開設することもある。

避難所の開設・運営方法

- ・広域避難所ごとに運営マニュアルを作成しており、それに基づいて、自主防災会が主体となって運営を行う。施設管理者や行政は補助として運営に協力する。避難所を開設する際には、「アクションカード（避難所開設のための指示書でチェックリスト形式）」を基に、施設管理者、配置された職員や地域住民の代表が連携して避難所の開設作業を行うこととしている。但し、避難所の耐震性能によっては応急危険度判定士による点検を行ってから開設する。
- ・市では避難所運営を理解し効率的に進めるための意見交流の場として広域避難所運営連絡会を開催している。市と地域の役員（区長や自主防災会長など）、施設管理者など、避難所の運営に関わる人が出席をする。この場で広域避難所運営マニュアルの見直しや担当する班の確認や顔合わせを行っている。
- ・年間を通じて行われる各訓練でも、避難所運営マニュアルやアクションカードについて情報共有を行っており、避難所運営方法を見直しする上での参考としている。

地域との連携

- ・市では、毎年9月頃に総合防災訓練、12月に地域防災訓練を実施している。総合防災訓練は市・学校・地域等が共同で避難所の開設・運営を行う訓練であり、また、地域防災訓練は地域主体の、自主防災会が開設する地域の避難所等の訓練である。
- ・学校施設を利用した避難訓練や避難所運営訓練、市災害対策本部と支部員（広域避難所に配備される市職員）、管轄内の自主防災会との情報伝達訓練等を実施している。避難所における訓練では、地域ごとに避難スペースの区割りをを行うなどして、避難所の開設準備の訓練をしている。
- ・学校や地域等からの要請で、防災の出前講座を年間125回ほど行っている。学校の中には、授業として、宿泊も含めた避難所の体験学習を実施しているところもある。その際は地域の人等に講師になってもらい、避難生活で必要な事を学ぶ場となっている。
- ・市では、地域防災の要として「防災リーダー」や「次世代リーダー」の育成を進めている。また、年数回養成講座を開催し、中には発災時に避難所の運営スタッフとして活躍できる人材の育成を目指す講座もある。

10.愛知県大府市

- 体育館にLP ガスによる空調機の整備を推進
- 建築士会と協定を締結し、避難所となる施設の安全性を点検

人口	9.3 万人	面積	33.7 km ²	市内の小中学校数	13 校	想定している災害	地震、洪水、豪雨、暴風、土砂災害		
指定避難所数	学校	17 校	学校以外	11	指定緊急避難場所数	学校	35 校	学校以外	15

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- ・ 大府市の主な災害は地震や風水害（大雨、暴風、洪水）であり、大規模地震時（震度 6 弱以上）には学校の体育館を避難所として開設する。
- ・ 風水害の場合は、気象警報発表と同時に職員が自主参集をして、10 地区の公民館など（災害対策支部）を避難所として開設し、災害の規模に応じ長期化すると予想される場合には、学校の体育館を避難所として開設する。地震・火災災害の場合は、近くの安全な広いスペース（公園等）に一時避難し、その後、自宅での生活が無理な場合は、学校の体育館などの避難所へ避難することになる。
- ・ 大規模災害時は 13 校（小学校 9 校、中学校 4 校）とメディアス体育館おおぶが中心的な避難所となり、さらに地震時には県立学校の体育館も避難所となる。
- ・ 学校は自治区・コミュニティ等の地域の生活圏の防災拠点であり、地震や大規模火災では小中学校全校のグラウンドや広場、及び体育館等を避難場所として指定している。



大府市の位置

防災機能の整備方針

- ・ 各学校の防災機能整備については、大府市地域防災計画を参考に防災部局が主導し、教育委員会や建設部局、財政部局等が連携して整備している。
- ・ 平成 12 年 9 月の東海豪雨では、大府市内の広範囲で浸水被害が発生した。また、阪神淡路大震災や東日本大震災での災害、南海トラフ地震の予測値などを参考として、避難場所、避難方法、避難所での防災機能強化に取り組んでいる。
- ・ 昭和 56 年以前に建設された体育館の耐震補強工事はすでに終えており、非構造部材の照明や吊り天井の落下防止対策及びガラスの飛散フィルム対策やブロック塀倒壊対策などの耐震対策も完了している。
- ・ 避難者へのプライバシーの確保のため、間仕切りダンボールやポップアップテントを避難所に備蓄している。

- ・ライフラインが停止しても避難所の電源確保のため、ポータブル発電機を設置している。令和2年度以降、避難所となる体育館（中学校は柔剣道場も含む）に災害対応バルクのLPガスを燃料とした空調機及び発電機の整備を着手する予定である。
- ・大府市では人口の15% 3食3日分の食糧を備蓄している。

避難所の開設・運営方法

●避難所の開設

- ・大府市は愛知建築士会及び愛知県建築士事務所協会と、応急対策活動の支援に関する協定を結んでおり、地震発生後に応急危険度判定士に依頼をして、避難所となる体育館等の危険度判定を行い、問題がなければ避難所として開設する。判定を行った結果「要注意」、「危険」と判定された場合や、避難者が体育館に入りきれなくなった場合には、災害対策本部（市役所）に連絡をして、本部から代替避難所（他校避難所等）に確認を得て避難誘導することになる。なお、学校の教室は避難所として使用しない。

●避難所の運営

- ・避難所運営については、避難者の代表者、市職員、施設管理者（校長等）で構成する避難所運営委員会を設置し、大府市避難所運営マニュアルの役割分担に従い行動することになる。避難所では地域の協力が必要不可欠であるため、避難所運営に携わっていただく防災リーダーを養成している。
- ・災害時には防災ボランティア活動でとりわけ若年層の活動が期待されていることから、防災部局は教育委員会や学校と連携し、日ごろから学生が防災訓練など災害について学ぶ機会を充実させている。

地域との連携

- ・平成24年度から市内小学校の2・4・6年生を対象に児童の発達段階に応じた防災の授業を実施（地域防災スクール）し、学校から家庭や地域へと取組をつなげ、一体となった防災体制を向上させる取組を実施している。
- ・市内小学校では、児童を対象に各種教材を活用して防災の基礎を学んだり、いつどこで起こるかわからない災害に対し、「自分の命は自分で守る」を基本に、必要な知識等を含めて指導し、地域や保護者とともに考える防災教育を実施することとしている。また、中学校では生徒が大府市地域総ぐるみ防災訓練に参加したり、防災部局の担当者や消防職員を招き防災講習会などを開いている。

11.三重県四日市市

●大規模津波を想定し、学校施設を津波避難場所として整備

人口	31.2 万人	面積	206.5 km ²	市内の小中学校数	60 校	想定している災害	地震、洪水、高潮、津波、土砂災害			
指定避難所数	学校	59 校	学校以外	59	指定緊急避難場所数	学校	118 校	学校以外	104	

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- ・四日市市では、指定避難所は各地域において災害時の長期にわたる避難先として位置づけられており、多くの被災者を受け入れる役割がある。
- ・学校施設における主たる避難スペースは体育館であるが、災害の状況に応じ、授業再開に向けて支障のない教室等を避難スペースとして開放する。
- ・東日本大震災を受け、遠くに避難できなかった場合にも津波から命を守るために、津波浸水区域内に立地している小・中学校を津波避難ビルとして指定している。

※津波避難ビルとは、津波浸水予測区域内の市民が、南海トラフ地震によって発生する津波から身体を守るため、地震発生から浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、一時的に高所に避難するための人工構造物をいう。



四日市市の位置

防災機能の整備方針

- ・市内 59 校（小学校 37 校、中学校 22 校）のうち、18 校が津波避難ビルの学校（うち屋外避難階段を設けている学校が 9 校、屋内階段を利用して屋上に避難できる学校が 9 校）に指定されている。津波避難ビルに指定された学校は、3 階以上に避難所を確保する計画としている。
- ・市では、東日本大震災が発生した年の 7 月に「津波避難ビルガイドライン」を定めている。津波避難ビルとして、構造的・位置的要件を満たし、3 階以上の鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の建物であることが基本で、新耐震設計基準の建物であること、海岸線から 4 キロ以内にあることなどが条件に含まれる。
- ・情報通信の確保のため、防災用 MCA 無線を各学校に配備している。

避難所の開設・運営方法

- ・避難所開設の決定については、四日市市災害対策本部（市）が判断を行う。
- ・津波避難ビルに指定された学校には、津波避難対策としての地震自動オープン鍵付き防災ボックス、屋外避難階段、屋上手すり、非常用発電装置を整備している。（屋内階段を利用して屋上に避難できる学校には、屋外避難階段を整備していない。）また、避難所として使用される体育館等については、被災時における窓ガラスの飛散に備え、窓ガラスの飛散防止フィルムを貼っている。
- ・指定避難所では指定避難所担当職員（市職員）が中心になり、避難所の開設や運営を行い、学校も施設管理者として、運営等に協力する。
- ・校が避難所となる場合は、避難所運営のために市及び学校、地域の自主防災組織による避難所運営委員会を立ち上げ、避難所では地区防災委員会が中心になり、避難所運営マニュアルに基づき運営をすることとしている。

地域との連携

- ・災害時における様々な分野の支援を受けるため、災害時応援協定を民間事業者と種々締結している。また、三重県及び県内外の市町との間でそれぞれ災害時相互応援協定を締結しているほか、個別に奈良市、尼崎市、堺市、飯田市、徳島市と相互応援協定を締結している。さらに、医療救護活動や二次避難所（福祉避難所）の開設、応急生活物資の提供など、様々な団体と協定を締結している。
- ・地域防災組織が主催の防災訓練では学校を実際に使用し、地域住民は体育館に避難を行い、各地区の居住スペース区画割りを確認したり、簡易トイレの設置方法や避難所内での心得等の説明を受けたり、家庭科室で炊き出しを行い、避難訓練に参加した住民に配給したりするなど、地域防災組織、学校、地域住民と連携した防災訓練を行うことで、被災時における連携強化を図っている。

12. 京都府京都市

●避難所となる体育館の防災機能の整備を推進

人口	141 万人	面積	827.8 km ²	市内の小中学校数	小学校 160 校 中学校 68 校 小中学校 7 校	想定している災害	地震、洪水、豪雨、土砂災害		
指定避難所数	学校 249 校	学校以外	175	指定緊急避難場所数 (複数の災害種に対応)	学校 286 校	学校以外	176		

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- 学校施設は、地域の防災活動拠点と位置付けられ、ほぼ全ての学校が避難所に指定されている。また、地理的な条件も踏まえ、多くの学校が緊急避難場所に指定されており、とりわけ避難所としての防災機能の強化を進めることとしている。

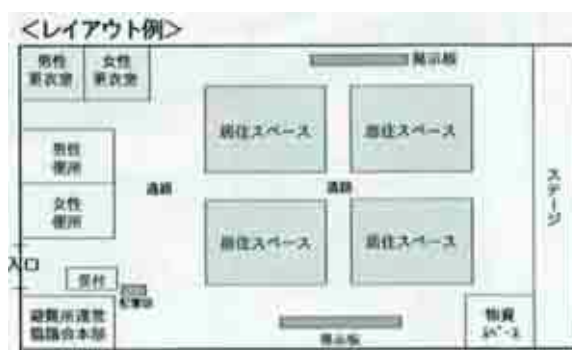


防災機能の整備方針

- 教育委員会が主体となり、防災部局や建設部局と連携しながら、子供の安全を守るとともに地域との繋がりが深い小学校の体育館の防災機能強化の整備を優先的に進めている。1年間に6校程度の体育館について、改築または全面改修による整備事業を進めている。
- 防災面では、外断熱化やトイレの洋式化、太陽光発電と蓄電池の設置、防災備蓄用床下収納、更衣室のシャワーユニット、ペレットストーブ等の整備に取り組んでいる。
- 備蓄物資の確保にも取り組んでおり、各学校に救援物資が届き始めるまでの2~3日分を確保することを目標としている。備蓄倉庫は、空き教室がある場合は空き教室を利用するとしており、備蓄倉庫を備える学校を年に10校程度増やしている。しかし、学校で地域住民全員の備蓄品を確保することは難しいため、市では、鉄道用コンテナ車両を用いた備蓄用の倉庫を設置したり、各区の施設にも備蓄することを想定し、相互に補完しながら避難生活への対応を図ろうとしている。

避難場所の運営

- ・避難所運営については避難所ごとに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルが作成されており、自主防災会が中心となり、マニュアルに基づいて運営することになる。以下は運営の基本方針である。
 - 避難所は住民の自治による開設と運営を目指し、定期的に市職員、学校側との連絡会議を開催する。
 - 避難所は被災者が暮らす場所であり、自立支援、コミュニティ支援の場として取り組む。
 - 要配慮者にやさしい避難所、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりを目指す。
- ・避難所運営の中心となる自主防災会の主な役割は以下のとおりである。
 - 避難所となる体育館のレイアウトづくり
 - 要支援者のための個室（教室等）の確保
 - 避難者の受付、整理
 - 備蓄品の用意、提供



避難所（体育館）のレイアウト例

地域との連携

- ・京都市では学校と地域の結びつきは強く、防災活動やその他学校行事においても連携した取組が多く見られる。中でも、地域ごとに設置された自主防災会は、学校の防災機能強化へ積極的に意見を提案し、児童とその保護者、消防関係者、区職員等が連携して行う防災避難訓練のリーダー役にもなっている。

13.大阪府箕面市

●体育館の空調設置を推進

人口	13.5 万人	面積	47.9 km ²	市内の小中学校数	20 校	想定している災害	地震、洪水、豪雨、土砂災害		
指定避難所数	学校	13 校	学校以外	1	指定緊急避難場所数	学校	13 校	学校以外	1

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- ・箕面市は、地震、水害、土砂災害が想定されており、その防災対応を検討している。
- ・箕面市内には、公立小中学校は 20 校（小学校 12 校、中学校 6 校、小中一貫校 2 校）あり、これらのうち、13 校が避難所として指定されている。小学校校区ごとに避難所を設けており、浸水想定区域や土砂災害区域にある学校を避難所指定から外している。
- ・学校は住民のための避難所、他の公共施設は防災対応時の職員やボランティア等の一次休憩や宿舎等に使うことを想定しており、役割を分けている。



箕面市の位置

防災機能の整備方針

- ・学校施設の防災機能整備は、教育委員会が主体的に検討しているが、市全体の取組として捉え、教育委員会、防災部局、建設部局、財務部局、総務部門等で、これらが連携して協議することとしている。
- ・近くに有馬高槻断層帯が通っており、ここでの地震発生は直下型と推定しており、今後対応を検討することとしている。
- ・箕面市では、平成 10 年代から徐々に学校施設の耐震化に取り組んでおり、平成 22 年度に一斉に校舎の耐震化、トイレのセミドライ化改修、太陽光発電設備の設置等に取り組んだ。
- ・平成 25 年度に小中学校の普通教室に空調設備の設置を進めた。小学校では全校の普通教室等と図書室、少人数教室や支援教室等を対象とし、中学校では、全校の図書室、音楽室、理科室を対象とした。小学校 268 教室、564 台設置、中学校では 23 教室、68 台が設置された。平成 29 年度にも空調設備の設置を進め、現在は全ての普通教室、特別教室に空調設備の設置を完了している。
- ・小中学校の体育館の空調整備は 1 体育館当たり小学校では 6 台、中学校・小中一貫校では 10 台である。

避難所の開設・運営方法

- ・震度4以上の時は、まず自治体職員が学校に駆けつけて開錠し、施設の安全性を確認し避難所を開設することになる。風水害は事前に予測できるので、予報をもとに早めに緊急避難場所として開設することとしている。安全確認は、一般職員が安全確認のチェックリストを参考に、窓ガラスや壁等の破損、ひび割れ等を目視により安全確認している。必要に応じて専門職員が確認する。
- ・震度4程度の揺れでも避難所を開設することについては、被害が小さいことから避難所を開設する必要性について指摘されるが、非常時に職員がすぐに動けるように意識づくりと災害対応の体制をつくるために、敢えて頻繁に開設するようにしている。震度5弱以上では、地域住民を中心に構成された地区防災委員会も避難所に駆けつけることとなっており、自治体職員と連携し、運営に当たることになる。
- ・箕面市では、市全体で避難者2万人が3日間の避難生活をするを想定して防災対策をしており、避難所では地区防災委員会が中心となり、避難所運営マニュアルに基づいて運営する。

地域との連携

- ・地区防災委員会は14の小中学校区全てに設置されており、箕面市の地域防災の中核的な存在である。同委員会では定期的に自治会やマンション管理組合、各種団体の代表者等と地域の防災に関する情報共有を行っている。
- ・地区防災委員会には学校関係者も参加していることから、防災訓練では学校ごとに訓練をし、職員も地区防災スタッフとして3名参加することとしている。

14.和歌山県和歌山市

●打ち込み井戸を整備し飲料水を確保

人口	35.5 万人	面積	208.8 km ²	市内の小中学校数	70 校	想定している災害	地震、洪水、高潮、津波、土砂災害			
指定避難所数		学校	83 校	学校以外	20	指定緊急避難場所数	学校	84 校	学校以外	164

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- 和歌山市で想定されている主な災害は、地震、津波、風水害、河川氾濫、土砂災害等であり、災害発生時は、学校や身近な公的施設に避難することになる。津波の危険がある場合は、津波避難ビルや指定緊急避難場所となっている学校などに避難する。津波の危険性が無い場合は、学校の体育館や公民館等が避難所となる。
- 和歌山市付近では地震活動が活発であり、多くはマグニチュード5程度までの中小規模の地震であるが、有感地震回数は年平均19回程度にのぼり、日本で最も有感地震回数の多い地域のひとつである。また、南海トラフ地震や中央構造線断層帯で発生する直下型地震が懸念されており、防災対策は緊急の課題となっている。



和歌山市の位置

防災機能の整備方針

- 災害時の生活用水を確保するため、手押し井戸が整備されていない避難所については、敷地内に打ち込み井戸（パイプを打ち込み、エンジン付きポンプで水をくみ上げる装置）を設置することとしており、平成28年度に7か所（学校5か所）設置している。今後も未整備の避難所に整備を進めていく予定である。また、学校のプール水を飲料にも使用できるように浄化装置の整備も進めている。
- 輸送ルートが確立するまでの3日間に必要とされる生命の維持と最低限度の生活の維持に必要な物資について、県・住民・自主防災組織等と連携し、備蓄の推進に努めている。平成28年～令和2年にかけて、市内の備蓄倉庫及び各避難所へ備蓄品の補足と増量を実施しており、今後も実施予定である。

避難所の開設・運営方法

●避難所の開設

- ・災害発生時等は近隣に住む避難所運営員（市職員3人）がかけつけ、学校側と連携して開設し、避難所運営も担当する。原則では、専門的な職員が確認することとしているが、実際の現場では、一般職員が避難所運営員として安全を確認し、必要に応じて技術者が確認することになる。
- ・市民環境対策部では、災害が発生し又は発生するおそれがあり、避難勧告・指示が発令されたり避難の必要が迫られた場合、あらかじめ避難所として指定している施設から開設避難所を決定し、避難所運営員に開設を指示したり、避難所緊急開放協力員*に開設の要請を行うことになる。

*避難所緊急開放協力員：休日や夜間等の施設時間帯に、施設管理者の代わりに緊急に避難所を開放する民間協力者。

●避難所の運営

- ・避難所運営については、自主防災会が中心的に担当することになるが、初期段階は避難所運営員や学校関係者がサポートし、徐々に自主防災会の役割分担が増えることになる。

15.徳島県鳴門市

●避難所の機能強化・充実を推進

人口	5.7万人	面積	135.7 km ²	市内の小中学校数	23校	想定している災害	地震、洪水、高潮、津波、土砂災害		
指定避難所数	学校	28校	学校以外	117	指定緊急避難場所数	学校	67校	学校以外	188

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- ・鳴門市は徳島県の東北端に位置し、南は吉野川、北は阿讃山脈、東は紀伊水道に面した地域であり、平地部は吉野川流域に開けた沖積平野に広がっている。また、吉野川に沿う形で西日本最大の活断層である「中央構造線活断層帯」が東西に走っている。
- ・地震や津波、洪水等の時に耐震化した学校施設を指定緊急避難場所等に指定している。地域の避難訓練では、避難所として学校への避難を行うことで、災害発生時の付近住民の避難所としての定着をはかっている。



鳴門市の位置

防災機能の整備方針

- ・鳴門市では、防災対策をより一層効果的に行うために、市民防災運動として自主防災組織の組織化と活動の活性化を図っている。また、学校・幼稚園においては、「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づき、すべての子どもたちの防災能力の強化を図る教育を進めており、学校施設の防災機能整備については市教育委員会が中心となり、防災担当部局、さらに徳島県教育委員会と連携しながら、学校施設の防災整備に関する基本構想、計画、実施設計、工事等に取り組んでいる。
- ・避難時の生活環境は避難者の健康面にとって重要な要素となるため、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念に基づき、様々な住民の視点を取り入れた避難所運営に地域ぐるみで取り組んでいる。

避難所等の開設・運営方法

●避難場所の開設

- ・開設については、災害種に応じて、公共施設や学校等を避難場所として指定し開設することになっている。鳴門市では、震度5強以上の地震が発生したときや、特別警報が発表されたときは全職員が配備につくようにしており、避難場所となる学校施設についても、原則として市職員が避難場所にかけつけ開設することになる。開設に当たっては、建物は壁、柱等のひび割れ、建物の沈下や傾斜、床の被害や天井、照明器具の落下等の状況と安全性を確認する。なお、緊急の場合は、学校関係者、施設管理者等が対応し、安全確認に当たり、必要な場合は専門技術者が確認することになる。

●避難所の運営

- ・運営については、地域住民による自主防災会や自治会、町内会等が運営することを基本としており、市職員はサポートの役割となる。
- ・避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内としている。

防災計画や地域との連携

- ・徳島県及び鳴門市では、教員や生徒に対して、防災士資格取得を積極的に進めており、県立高校に設置された防災クラブの生徒に対して、学校の防災施設の使用方法や災害時の物資供給で協定を結んでいる企業との取組状況の話を聞くなど、防災への理解を深めている。

16.愛媛県松山市

●過去の災害を踏まえた避難所運営マニュアルの充実

人口	50.9 万人	面積	429.4 km ²	市内の小中学校数	88 校	想定している災害	地震、洪水、津波、土砂災害		
指定避難所数	学校	88 校	学校以外	340	指定緊急避難場所数	学校	88 校	学校以外	308

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- ・松山市で懸念している災害は風水害、河川の氾濫、南海トラフ地震による島しょ部等沿岸部の津波となる。災害が発生した場合は41の公民館が初期の避難先となる。地震の場合は、震度6強以上で小学校53校に避難所を開設する。さらに避難者が増えた場合は中学校にも避難所を開設する。どこの学校を避難所として開設するかは災害対策本部で決定する。
- ・小中学校など331箇所（福祉避難所を含めると428箇所）の避難所が指定されており、学校を避難所として使用する場合は原則として体育館のみであり、要配慮者へのサポートとして一部の教室を使用することもある。公立小中学校は福祉避難所に指定していない。



松山市の位置

防災機能の整備方針

- ・学校施設の防災機能は、教育委員会が中心となり、防災部局等が連携して整備する。
- ・危機管理マニュアルは、これまで各学校がそれぞれに作成していたため、学校によって内容にバラつきがあり、担当教員が異動した場合、新たに作成しなければならない手間が生じていた。これを是正するため、平成30年度に小中学校の教頭会で統一化した危機管理マニュアルを作成することとした。教頭会での整理作業をとおして、各学校の先進的な取組情報を持ち寄り、共有化することができた。
- ・平成29年の台風18号では重信川の一部が氾濫する恐れがあったことから、一つの小学校に一度に多数の避難者を受け入れ、避難所を運営する経験をした。この時の市職員、学校関係者、自主防災会の役割分担や、要配慮者への支援方法、ペット飼育ルール等の課題を、その後の避難所運営マニュアルに反映している。
- ・市内の小中学校では体育館に空調は整備されていないため、夏期に体育館に避難する場合は、大型扇風機を利用して対応する。必要に応じて空調が整備されている普通教室を使用することも考えている。

避難所の開設・運営方法

●避難所の開設

- ・学校に避難所を開設する場合は、災害対策本部から教育委員会、学校に連絡し、安全確認を行った上で市職員が開設する。地震の場合は、各地区の自主防災会と市職員が、避難所運営マニュアルに示している安全チェックリストをもとに行う。必要に応じて専門家による確認も行う。

●避難所の運営

- ・避難所の運営は、基本的に自主防災会が運営することになる。自主防災会は町内会単位に設置されており、現在 754 組織ある。市職員は本部や避難所において物資搬入などの連絡窓口が主担当業務となる。
- ・市内に備蓄品を備蓄している拠点が 5 か所設置されており、各学校に供給する体制が整っていると同時に、各学校に資機材の設置、食料、飲料水などの備蓄を進めている。

17.熊本県熊本市

●学校施設への貯水機能付給水管の普及促進

人口	73.4万人	面積	390.3 km ²	市内の小中学校数	134校	想定している災害	地震、洪水、高潮、津波、土砂災害		
指定避難所数	学校	134校	学校以外	46	指定緊急避難場所数	学校	134校	学校以外	134

地域防災計画における学校施設の位置づけ

- ・熊本市では、小中学校や公共施設を指定避難所に指定し、災害の種別に応じて指定避難所の使用の可否を整理している。
- ・学校施設と他の公共施設との間で、初期段階では避難所としての役割を特に区別していないが、避難所を集約する状況になった場合は、学校以外の公共施設に避難所を集約することとしている。避難所を集約する場合は、マニュアルで定めた意向調査票をもとに、避難者の意向に配慮し集約を行っていく。

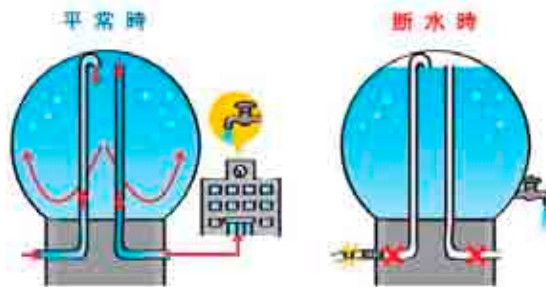


熊本市の位置

防災機能の整備方針

- ・教育委員会の施設課は主に学校施設の管理運営を担当し、危機管理防災総室は指定避難所の指定や運営に関することを担当している。
- ・上下水道局では、関係部局に対して「マンホールトイレ整備計画連絡調整会議」を年1回開催しており、次年度整備予定校の選定や工事調整を行っている。また、避難所担当職員に対して、年1回の説明会を実施しており、マンホールトイレの設置や運営方法について説明している。
- ・貯水機能付給水管*が設置されている学校については、貯水機能付給水管を災害用給水タンクとして活用する予定としている。貯水機能付給水管を活用することで、機動力のある給水車を一箇所に長期間停留させることなく、有効活用することができる。

*「貯水機能付給水管」：水をためることができる給水管のこと。平常時は給水管として使用するため、水の滞留時間が短く衛生的で、断水時にも貯水した水の利用が可能。



貯水機能付給水管（熊本市上下水道局）

- ・非構造部材は、技術者による定期点検を実施し、不具合箇所の確認などを行っている。体育館・武道場の特定天井の撤去は完了している。
- ・熊本地震を受けて、各小中学校に電源自立型 GHP を導入している。
- ・貯水機能付き給水管の設置は、給水設備改修時に行っている。現在、小中学校 41 校に設置しており、今後年間 3 校程度設置していく予定である。市では避難所担当職員に対し、その操作方法を定期的に研修している。
- ・上下水道局では、マンホールトイレは年間 10 校（1 校あたり 5 基）を整備しており、平成 30 年度末に 28 校（140 基）整備済みである。

避難所の開設・運営方法

●避難所の開設

- ・震度 6 弱以上の地震、または市長が指示した場合、安全確認後に全ての避難所を開設する。また、大規模災害時、避難所の集約・閉鎖は、3 週間程度経過を目途に状況に応じて行うこととしている。

●避難所の運営

- ・熊本地震において避難所運営の役割分担が初期の段階でスムーズに行われなかったこともあり、地域主体の避難所運営体制を構築することとしている。このため、平時から校区防災連絡会、避難所運営委員会を設置し、会議や訓練に取り組んでいる。危機管理防災総室や各区役所が連携し、同連絡会等の設立の促進等に取り組んでいる。
- ・被災者の生活環境確保と教育環境早期回復については、教育委員会、学校関係者、避難所運営委員会等で検討する。

地域との連携

- ・熊本市では熊本地震の風化防止や地域防災力の向上を目的とし、毎年 4 月の第 3 土曜日に、大規模な地震を想定した訓練を実施している。この中で、全ての指定避難所で、地域や施設管理者、行政（避難所担当職員）が連携した避難所の開設・運営訓練を実施している。
- ・貯水機能付給水管について、熊本地震以前は学校独自の防災用設備として学校側へ取扱を説明していたがうまく共有できておらず、地震時に活用されなかった学校もあった。こうしたことから、現在では避難所担当職員に、貯水機能付給水管の操作方法について研修を行っている。

(3) 特色のある取組

ペレットボイラーによる暖房確保(北海道白糠町立庶路学園)

- ・庶路学園では、冬場の避難生活の居住環境となることを想定し、間伐材などの生物資源（バイオマス）を燃料とするペレットボイラーによるファンコンユニットを導入し、屋内体育館の暖房を行っている。
- ・ファンコンユニットは、大きな空間を短時間で暖めることができ、木材工業協働組合の協力により、安定的にペレットを調達することができている。新たな経済効果も生まれている。



体育館のファンコン吹き出し口

段ボールベッドの優先確保（富山県富山市）

- ・富山県富山市では、「段ボール製品・段ボールシート」等を迅速かつ安定的に供給してもらえるよう、民間段ボール会社と災害時における緊急用資材の供給に関する協定を結んでいる。
- ・段ボールシートは断熱効果が高く、段ボールベッドは高齢者が立ち上がりやすくなり、エコノミー症候群の予防につながることを期待されている。



段ボールベッドの組み立て

災害対策用バルクユニットの確保（岐阜県安八町）

- ・岐阜県安八町では、災害対策用バルクユニットを燃料供給が効率的に行えるよう駐車場に隣接して設置しており、緊急時に炊き出し等にも対応している。
- ・避難所に指定されている町内3小学校の持ち回りで総合防災訓練を実施しており、その際に、炊き出し設備や非常用発電機等の機器を設営する訓練をしている。

*災害対策用バルクユニット：LPガスを大量に蓄える貯槽（980kg～985kg）とガスメーター、圧量調整器、ガス栓が一体となった設備である。



災害対策用バルクユニット

プール水を飲料水に利用（香川県高松市立栗林小学校）

- ・栗林小学校では、非常時の飲料水を確保するために、緊急時用造水装置を3階のプール機械室内に設置しており、ライフライン途絶時にもプール水を飲料水として使用可能である。動力は、非常時用発電機及び手動ポンプを用いる。



緊急時用浄水装置

一般避難所と福祉避難所の併設(茨城県立結城特別支援学校)

- ・結城特別支援学校は主に知的障害の児童生徒を対象としているが、平成27年の関東・東北豪雨でこうした児童生徒の避難の受け皿となれなかった反省から、一般避難所と福祉避難所の併設型として、要配慮者の「身近な福祉避難所」として、災害対応に取り組んでいる。
- ・本校の福祉避難所の特色は、地域における福祉避難スペース（室）としての機能に近いものであり、高い専門的なサービスは必要としないが一般避難所での生活が困難な要配慮者への対応を行う避難所である。このため、一般避難所と同時に開設することができ、要配慮者の方々を素早く確実に受け入れることができる。また、隣接する市と広域福祉避難所協定の締結も行っている。
- ・体育館を一般避難所、集会室やプレイルーム等の特別教室を福祉避難所として利用している。危機管理マニュアルを作成し周辺自治会へ配布を行ったり、段差の解消や電源確保のため蓄電池も含め太陽光発電、多目的トイレ、緊急地震速報受信システム、備蓄等の整備を進めている。



避難所運営時の役割と携行器具



避難者時の集合場所、物資搬入場所、炊き出し等に使用される屋根付きの広場

避難時にも有効なオープンスペース(長野県千曲市立戸倉上山田中学校)

- ・戸倉上山田中学校では、教室南側にオープンスペースを設けており、教室からの避難行動が混乱なく行える他、初期消火活動や救助活動を想定した場合もスムーズに行える。また、避難所として使用される場合も、机や椅子の保管スペース、居住スペース等、様々な活動の場として利用が期待できる。



教室前のオープンスペース

裏山への避難路と避難場所の整備(高知県東洋町立甲浦小学校)

- ・甲浦小学校では、南海トラフ地震により、最大震度6強の震度が想定されており、校舎裏山への避難路を整備した。
- ・避難路は夜間の避難を想定し、避難誘導灯を設置している。また、裏山の避難場所には、防災復旧活動に必要な資機材や甲浦小学校を避難所として利用する場合に必要な資機材、それらを保管する倉庫を設置している。



裏山に続く避難路

非常変災時における児童生徒への医療的ケア(岡山県立早島特別支援学校)

- ・早島特別支援学校では、日常的に医療ケアが必要な児童生徒に対して、非常時であっても児童生徒に必要な医療的ケアができるように準備を進めている。
- ・非常変災時に帰宅できず、学校にとどまらざるを得ない可能性を考慮し、防災かばんを学校で預かっている。防災かばんには着替え1日分、食料等3日分、ヘルメット、薬3日分、その他個別に必要な用品とともに、医療的ケアを必要とする児童生徒には、各自のケアに必要な医療的ケア用品を用意してもらうことにしている。防災かばんは毎学期の初めに学校に持参し、学期の終わりには家庭に持ち帰ることになっている。また、防災マニュアルで、医療的ケア中に災害が発生した場合の行動を定めるとともに、避難訓練では医療的ケア実施中の児童生徒の避難も想定して訓練を行っている。
- ・岡山県教育委員会は、同校に対して医療機器の使用に必要な電源や医療用具の保管など、災害時の対応について、準備をするよう指導をしており、同校は医療的ケア機器の充電用にLPガス式の非常用発電機を設置し、燃料も約30日分備蓄している。

*本校は、地域住民の避難所に指定されているが、福祉避難所ではない。



防災かばんの預かり

非常時に炊きだしサービスを行う学校給食センター(大阪府富田林市)

- ・大阪府富田林市立学校給食センターは、市内小学校16校、児童及び職員約5600食を年間186日提供している。また、災害時の活用も考慮し、調理場の釜はLPガスでも使用可能となっているとともに、調理場は自家発電設備により36時間稼働可能となっている。平常時は太陽光発電により発電も行っており、事務室の照明に使用している。
- ・災害の状況に応じて学校給食再開まで被災者に食事の提供をすることとしており、ガス供給設備が被害を受けて使用することが困難な場合は、大阪府LPガス協会に燃料等供給を要請し調達を行う。

<文部科学省の通知、事例集等>

○台風・集中豪雨に対する学校施設の安全のために（令和2年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00477.html

○避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査の結果について（平成31年4月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1420466.htm

○「近年の災害から学ぶ避難所となる学校施設について～ バリアフリー化の取組事例集～」（平成30年3月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1403195.htm

○学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成30年2月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf

○「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」
（平成29年1月20日付け28文科初第1353号）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/30/1407232_22.pdf

（※PDF2 頁目以降）

○「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言の取りまとめについて
（平成28年7月）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/043/gaiyou/1374803.htm

○学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）（平成27年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

○「災害に強い学校施設の在り方について ～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」（平成26年3月）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm

○公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集について（平成25年8月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1312680.htm

○学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2018/12/04/1323513_01.pdf

○「学校施設の防災機能の向上のために ～避難所となる学校施設の防災機能に関する調査研究報告書～」（平成19年8月（平成20年7月一部追記））

<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/bousaitsuiki.pdf>

＜他省庁の通知、ガイドライン＞

○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成 25 年 5 月内閣府（男女共同参画局））

<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/index.html>

○避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定内閣府（防災担当））

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>

○避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月内閣府（防災担当））

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf

○福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月内閣府（防災担当））

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf

○避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月内閣府（防災担当））

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_toilet_guideline.pdf

○人とペットの災害対策ガイドライン（平成 30 年 3 月環境省）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002/0-full.pdf

避難所機能強化に活用できる文部科学省の主な財政支援

< 学校施設環境改善交付金 >

【令和2年度現在】

防災機能強化事業	
対象事業	児童生徒等の避難所として必要な防災機能の強化 ①非構造部材の耐震対策工事(天井材の落下防止、設備機器の移動・転落防止 等) ②児童生徒の安全を確保する上で必要な工事 (避難経路や外階段の設置、転落防止のための柵の設置 等) ③屋外防災施設の整備(備蓄倉庫、給水槽、防火水槽、井戸、屋外便所 等) ④自家発電設備の整備(避難所指定校への自家発電設備(据え置き式)の整備、既設の太陽光発電への自立運転機能付加)
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校 ※中等教育学校(後期課程)、高等学校については③のみ対象
補助率※1	1/3 下限額～上限額 400万円～2億円 (④のみ、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」(ただし、1校500万円を上限))
新增築事業	
対象事業	教室不足、学校統合に伴い必要となる新たな建物の建設
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/2(幼稚園※2は1/3)
改築事業	
対象事業	①構造上危険な状態にある建物※3や、耐震力不足建物※4、津波防災地域づくりに関する法律において定める浸水想定区域内の学校で、同法に基づく推進計画の実現のために行う建物の建て替え ②南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる公立学校の建物の高台への建て替え(津波避難対策緊急事業計画に記載された事業) ③Is 値0.3未滿で補強が困難な建物の建て替え等
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	① 1/3 ②③ 1/2
補強事業	
対象事業	①地震による倒壊の危険性がある建物の補強(壁・柱・梁の補強・ブレースの設置 等) ②地震対策緊急整備事業計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に基づく、Is 値0.3以上0.7未滿の建物の補強 ③地震対策緊急整備事業計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に基づくIs 値0.3未滿の建物の補強
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校 ※幼稚園、特別支援学校(幼・小・中学部)は①、③のみ、特別支援学校(高等部)は①のみ対象
補助率※1	① 1/3 ②1/2 ③ 2/3
長寿命化改良事業	
対象事業	構造体の劣化対策を要する建築後40年以上の建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修 ※計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修工事を補助対象化
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/3

大規模改造事業	
対象事業	老朽化に伴う補修など、既存の建物の改修(老朽改修、空調設置、トイレ改修、バリアフリー化等)
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/3 下限額～上限額 400万円(改修内容により2,000万円、7,000万円)～2億円
太陽光発電等導入事業	
対象事業	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備 ①太陽光発電・太陽熱利用・風力発電の設置に必要となる工事一式 ②太陽光発電既設置校への蓄電池単体整備
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校、中等教育学校(後期課程)、高等学校、共同調理場 ※中等教育学校(後期課程)、高等学校については「産業教育施設」のみ対象
補助率※1	1/2 下限額(～上限額) 400万円(～1,000万円②のみ)
木の教育環境整備	
対象事業	木の教育環境の整備
対象施設	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/3
備考	令和4年度まで
地域・学校連携施設整備事業	
対象事業	地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備
対象施設	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/3
備考	令和3年度まで
学校給食施設整備事業	
対象事業	単独校調理場、共同調理場の①新增築②改築
対象施設	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小・中学部)
補助率※1	① 1/2 ② 1/3
学校体育諸施設整備事業	
対象事業	学校水泳プールの新改築、耐震補強(給排水管の免震処理等)及び中学校武道場の新改築等
対象施設	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部・中学部)
補助率※1	1/3
社会体育施設整備事業	
対象事業	地域スポーツセンター等の新改築及び社会体育施設耐震化事業(①構造体の耐震化(Is値0.7未満の地域スポーツ施設の耐震化(補強)等)②非構造部材の耐震対策等)
対象施設	社会体育施設
補助率※1	1/3 交付対象経費限度額:①2億円、②1億円(過去に①の採択を受けている場合は合計で2億円)

※1 上記において補助率とは『負担金事業における負担割合』及び『交付金事業における算定割合』をいう。また、原則の補助率のみを記載している。

※2 幼稚園には、幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む。

※3 構造上危険な状態にある建物…耐力度調査により耐力度点数が4,500点以下の建物等

※4 耐震力不足建物…耐震診断によりIs 値0.3 未満の建物等

避難所機能強化に活用できる他省庁の主な財政支援

【令和2年度現在】

緊急防災・減災事業債 / 防災対策事業債〔地方債〕	
内容	(緊急防災・減災事業債) ・防災基盤の整備事業並びに公共施設等の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等 (防災対策事業債) ・地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設等の耐震化事業等 (対象の一例) ・防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地 ・非常用電源 ・緊急時に避難又は退避するための施設 ・指定緊急避難場所及び指定避難所等の公共施設及び公用施設において防災機能を強化するための施設 ・指定緊急避難場所及び指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設
対象	地方公共団体
措置率	(緊急防災・減災事業債) 充当率:100%、交付税措置:70% (防災対策事業債) ①防災基盤整備事業 充当率:75%、交付税措置:30% ※デジタル化関連事業等、津波浸水想定区域移転事業 充当率:90%、交付税措置50% ②公共施設等耐震化事業 充当率:90%、交付税措置:50% ※Is値0.3未満で地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設の耐震改修事業 充当率:90%、交付税措置:2/3
備考	緊急防災・減災事業債については令和2年度まで
担当部局	総務省 自治財政局 地方債課 TEL:03-5253-5629

消防防災施設整備費補助金	
内容	耐震性貯水槽、備蓄倉庫等
対象	都道府県(沖縄県を除く)、市町村(一部事務組合等を含む)
補助率	耐震性貯水槽:1/2、備蓄倉庫:1/3(地防法に基づくものは1/2)
備考	・補助対象となる耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の規格は消防防災施設整備費補助金交付要綱別表第3による(例 備蓄倉庫の延床面積は30㎡以上であること) ・耐震性貯水槽については、地上設置型、飲料水兼用型等についても補助の対象となる ・都道府県分(沖縄県分を除く)及び指定都市分は平成24年度まで地域自主戦略交付金の対象であったが、平成24年度補正予算(第1号)より本補助金の対象 ・沖縄県分は沖縄振興公共投資交付金の対象となる
担当部局	消防庁 消防・救急課 TEL:03-5253-7522

浜の活力再生・成長促進交付金(うち漁港機能高度化目標)	
内容	原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落等において行われる取組に対する支援事業 ○施設整備事業 津波漂流防止施設、避難施設(避難階段、避難路等)、異常気象情報観測施設、異常気象監視施設、防災情報伝達施設、災害時援助施設(避難所、緊急物資保管庫等)、緊急時物資等輸送施設、非常用電源施設等 ○防災対策推進事業 津波・高潮ハザードマップ、避難マニュアル及び避難・災害シミュレーション等の見直し・策定に係る経費等
対象	都道府県、市町村、水産業協同組合
補助率	1/2等
備考	地域防災計画等と整合のとれた事業を支援
担当部局	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 環境整備班 TEL:03-6744-2392

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	
内容	災害時において、道路等が寸断した場合に、サービスステーション(SS)やLPガス充てん所などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保するための支援制度
対象	避難所、医療・福祉施設等の社会的重要なインフラ等
補助率	2/3(中小企業)、1/2(中小企業以外の企業)
備考	石油・LPガスのいずれかの燃料備蓄が対象
担当部局	資源エネルギー庁 石油流通課 03-3501-1320

都市防災総合推進事業	
内容	○地区公共施設等整備 ・道路又は公園、広場等の地区公共施設 ・緊急地区避難施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備を含む)
対象	地方公共団体、防災街区整備推進機構等
補助率	1/2(用地費、間接補助は1/3)等
備考	・防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金(沖縄県は沖縄振興公共投資交付金)の交付対象事業として交付 ・地区公共施設等整備は、都市防災に関する計画(地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。)を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区において行う ・緊急地区避難施設は、災害時の住民等の緊急的な避難に必要な施設(災害対策基本法に規定する指定緊急避難場所であること等) ・地区公共施設等整備の用地費について、道路については幅員4mを超える部分に限る ・南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については補助率2/3
担当部局	国土交通省 都市局 都市安全課 TEL:03-5253-8401

都市再生整備計画事業	
内容	○地域生活基盤施設 地域防災施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設)
対象	市町村又は都市再生法第46条の2第1項の規定に基づく市町村都市再生整備協議会
補助率	事業費に対して概ね4割(交付金の額は一定の算定方法により算出)
備考	交付対象は市町村が作成した地域のまちづくりに関する計画(都市再生整備計画)に記載された地域生活基盤施設の整備。 次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。 ①災害対策基本法第2条第10号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地域に隣接していること ②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること ③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること ④整備施設が認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられており、都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であること ※上記以外についても、都市再生整備計画に基づく地域創造支援事業等として実施することにより交付対象となる場合があります。
担当部局	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL:03-5253-8412

住宅・建築物安全ストック形成事業	
内容	○住宅・建築物耐震改修等事業 ①避難所等の耐震改修に関する事業 小・中学校や公民館など災害時に避難所等として使用されるもののうち、地域防災計画に位置付けられている等の建築物が対象 ②避難所等以外の耐震改修に関する事業
対象	地方公共団体等
補助率	①地方公共団体が実施する場合:国1/3 地方公共団体以外が実施する場合:国1/3、地方1/3 ②地方公共団体が実施する場合:国11.5% 地方公共団体以外が実施する場合:国11.5%、地方11.5%
備考	平成25年11月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、一定の要件(階数2以上かつ3,000㎡以上等)を満たす小・中学校等は、平成27年末までに耐震診断を実施し、その結果を定められた期限までに所管行政庁に報告することが義務づけられました。これらの診断義務付け対象建築物は、社会資本整備総合交付金等による国の補助率が拡充(11.5→1/3)されています。また、都道府県が耐震改修促進計画に避難所等の防災拠点として位置づけられ診断義務付け対象となる場合にも、補助率が拡充されています(1/3→2/5)。
担当部局	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8517

下水道総合地震対策事業	
内容	災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設に整備するマンホールトイレシステム
対象	地方公共団体
補助率	1/2等
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・「マンホールシステム」: マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設 ・防災拠点又は避難地について、マンホールを含む下部構造物が補助対象となる。(便器及び仕切り施設(テント等)は除く。)
担当部局	国土交通省 下水道部 下水道事業課 TEL:03-5253-8430

都市構造再編集集中支援事業(令和2年度創設)	
内容	○地域生活基盤施設 地域防災施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設)
対象	市町村又は都市再生法第46条の2第1項の規定に基づく市町村都市再生整備協議会
補助率	1/2 (立地適正化計画※の都市機能誘導区域内)、45%(立地適正化計画の居住誘導区域等) ※都市再生特別措置法の規定により、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。
備考	<p>交付対象は「立地適正化計画」に基づき実施する、市町村が作成した地域のまちづくりに関する計画(都市再生整備計画)に記載された地域生活基盤施設の整備。 次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①災害対策基本法第2条第10号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地域に隣接していること ②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること ③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること ④整備施設が認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられており、都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であること <p>※上記以外についても、都市再生整備計画に基づく地域創造支援事業として実施することにより支援対象となる場合があります。</p>
担当部局	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL:03-5253-8412

地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	
内容	地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。
対象	地域防災計画に避難施設等として位置付け等のある公共施設(庁舎、公立病院、公民館、学校等)又は民間施設
補助率	1号事業:3/4(財政力指数0.8未満の政令市未満市区町村等) 2/3(財政力指数0.8以上の政令市未満市区町村等) 1/2(都道府県、政令市、民間団体等)
備考	・本補助事業は2018~2020年までの3ヶ年事業。
担当部局	(1号事業) 環境省大臣官房環境計画課 TEL:03-5521-8233

○学校施設等整備に係る防災対策に関する国庫補助事業等一覧

		地域の避難所となる学校施設等に必要な機能													
		水(食料・飲料)					照明、電気・ガス								
担当省庁	補助事業等名称	補助率	耐震性貯水槽	防火水槽	浄水・耐震プール	防災井戸	貯水槽蛇口	自家発電設備(据置)	自家発電設備(可搬)	太陽光発電設備・風力発電設備・太陽熱利用設備	蓄電池	ガス変換器	燃料貯蔵・供給設備(災害用バルク等)	調理場(室)	
文部科学省	公立学校施設整備事業	新增築	1/2等	△	△			△	△		△	△	△		
	改築	1/3等	△	△			△	△		△	△	△	△		
	地震補強	1/2等													
	長寿命化改良事業※1	1/3	△	△			△	△		△	△	△	△	△※2	
	大規模改造	1/3等	△	△			△	△		△	△	△	△	△※2	
	防災機能強化事業	1/3	○	○		○		○							
	太陽光発電等導入事業	1/2								○	※4				
	木の教育環境整備	1/3等													
	地域・学校連携施設整備事業	1/3													
	学校給食施設整備事業	1/3等							※5					○	
	学校体育諸施設整備事業	1/3等				○									
	社会体育施設整備事業	1/3等				○									
総務省	緊急防災・減災事業債(地方単独事業)	—	○	○		○		※7	※7	※7	※7				
	防災対策事業債(地方単独事業)	—	○	○		○		※7	※7	※7	※7				
消防庁	消防防災施設整備費補助金	1/2, 1/3	○												
農林水産省	農山漁村地域整備交付金(農地防災事業(農村災害対策整備事業))	1/2等				※8									
	農村地域防災減災事業(農村防災施設整備事業)	1/2等				※8									
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金(漁港機能高度化目標)	1/2等	原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落において行われる取組の場合に該当するものがある。												
資源エネルギー庁	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	1/2, 2/3							※9				○		
国土交通省	交付金等(※10)	都市防災総合推進事業	1/2, 1/3	○			○	○							
		都市再生整備計画事業	概ね4割	○			○	○							
		住宅・建築物安全ストック形成事業	1/3等												
		下水道総合地震対策事業	1/2等												
	都市構造再編集中支援事業	1/2等	○				○	○							
環境省	地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	3/4等								○	○				

- 凡例
- : それを目的とした整備が可能
 - △: 新增築、改築、長寿命化改良事業、大規模改造(老朽)とあわせて行う際に補助対象となる
 - ※1 計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修工事が補助対象となる。
 - ※2 校舎と同一棟の場合は補助対象となる。付帯施設は補助対象外となる。
 - ※3 屋外便所の設置に限る。
 - ※4 太陽光発電設備と併せて設置する場合、補助対象となる。ただし、太陽光発電設備既設置校に限り、単体設置が可能。
 - ※5 共同調理場の新增改築と併せて新規に整備する場合に限る。

											備考	国担当部局	
情報通信			トイレ		衛生	寝床・寒さ対策、暑さ対策、バリアフリー			備蓄				
防災無線	衛星電話	校内LAN	トイレ	マンホールトイレ	シャワー	和室	空調整備(冷暖房)	バリアフリー化	備蓄倉庫				
△		△	△		△	△	△	△	△	△	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7% 等	大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課 TEL:03-6734-2466	
△		△	△		△	△	△	△	△	△	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7% 等		
											地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7%		
△		△	△		△	△	△	△	△	△	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7% 等		
△		△	○		△	△	○	○	△	△	地方債充当率:75% 交付税措置:30% 等		
			※3	○						○	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7%		
											地方債充当率:90% 交付税措置:30% 等		
						○					地方債充当率:75% 等		
										○	地方債充当率:75% 等		
											地方債充当率:90% 交付税措置:約8.3% 等		
			△		△	※6					地方債充当率:75% 交付税措置:50% 等	スポーツ庁 参事官(地域振興担当) TEL:03-6734-2672	
			△		△	※6					地方債充当率:75%		
指定緊急避難場所及び指定避難所等の公共施設及び公用施設において防災機能を強化するための施設や 指定緊急避難場所及び指定避難所において避難者の生活環境の改善のための施設が対象											○	地方債充当率:100% 交付税措置:70%	総務省自治財政局地方債課 TEL:03-5253-5629
											○	地方債充当率:75% 交付税措置:30% 等	
											○		消防庁消防・救急課 TEL:03-5253-7522
													農村振興局整備部 防災課広域防災班 TEL:03-3502-6430
原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及び その背後集落において行われる取組の場合に該当するものがある。													漁港漁場整備部 防災漁村課環境整備班 TEL:03-6744-2392
												※9	資源エネルギー庁 石油流通課 TEL:03-3501-1320
												○	都市局都市安全課 TEL:03-5253-8401
												○	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8412
													住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8517
												○	下水道部下水道事業課 TEL:03-5253-8430
												○	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8412
												※11	大臣官房環境計画課 TEL:03-5521-8233

- ※6 新增築や改築の場合のみ、柔道場の畳も対象となる。
- ※7 非常用電源として認知されているものが対象となる。可搬タイプの場合は適性のあるものに限る。
- ※8 集落の防災安全のために必要な施設に限る。
- ※9 自家発電機、空調設備のみの導入は不可、燃料貯蔵設備を導入することが必須の要件。
- ※10 社会資本整備総合交付金事業等において、上記に印のある施設以外についても、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業は、効果促進事業として交付対象とできる場合がある。
- ※11 太陽光発電等の再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用する発電設備と合わせて設置する場合、補助対象となる。

この表は、学校施設等整備に関する防災対策として想定される主な事業を例示したものです。各制度には財政支援等のための要件があり、また、変更もありますので、詳細についてはそれぞれの制度を所管する省庁に照会・相談して下さい。

**「避難所となる学校施設の防災機能に関する調査研究」(平成30年度委託事業)
有識者委員**

遠藤 雄一	長岡市教育委員会教育部教育施設課長
小野田 泰明	東北大学大学院都市・建築学専攻教授 東北大学災害科学国際研究所教授
長澤 悟	東洋大学名誉教授
矢崎 良明	学校安全教育研究所教授・事務局長
山口 正幸	東京都江戸川区危機管理室長

(敬称略)

(オブザーバー)

文部科学省 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付
消防庁 国民保護・防災部防災課

※平成30年度委託事業実施者
株式会社 ケー・デー・シー

**「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集作成業務」(令和元年度委託事業)
有識者委員**

遠藤 雄一	長岡市教育委員会教育部教育施設課長
小野田 泰明	東北大学大学院都市・建築学専攻教授、 東北大学災害科学国際研究所教授
谷口 直英	佐藤総合計画東京第2オフィス設計室長
長澤 悟	東洋大学名誉教授
矢崎 良明	学校安全教育研究所教授・事務局長
山口 正幸	東京都江戸川区危機管理室長
矢守 克也	京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授

(敬称略)

(オブザーバー)

文部科学省 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付
消防庁 国民保護・防災部防災課

※令和元年度委託事業実施者
株式会社 政策研究所

※委託元

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付